

岩手県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営六原地区土地改良事業（北上市及び胆沢郡金ヶ崎町）に係る換地処分をした。

令和3年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也